

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

戸田市長 菅 原文 仁

戸田市規則第 4 6 号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則
(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成 7 年規則第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。
(戸田市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第 2 条 戸田市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和 2 年規則第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項第 2 号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。
(戸田市職員服務規則の一部改正)

第 3 条 戸田市職員服務規則(昭和 5 6 年規則第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 1 項中「又は参考人」を「、参考人又は被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。